

小規模特別養護老人ホームのとがわ 施設サービス利用料金表

2024年6月1日～

1. 介護給付サービスによる費用

①基本施設サービス費（ユニット型個室 1日につき）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数		682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位
負担額の目安	(1割負担)	692 円	764 円	840 円	914 円	985 円
	(2割負担)	1,383 円	1,527 円	1,679 円	1,827 円	1,969 円
	(3割負担)	2,075 円	2,291 円	2,519 円	2,741 円	2,954 円

②介護給付サービス加算

区分内容	内容	利用料金				
		法定利用単位	負担額の目安 (1割負担)	負担額の目安 (2割負担)	負担額の目安 (3割負担)	
初期加算	入所した日より30日間	30 単位	30 円	61 円	91 円	
安全対策体制加算	施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全体制を整備している。 入所時に1回のみ算定	20 単位	20 円	41 円	61 円	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	新規入所者の総数のうち要介護4・5の者を70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者を65%以上、または痰吸引等が必要な者を15%以上受け入れ、入所者6名に対して介護福祉士を1名以上配置した場合	46 単位	47 円	93 円	140 円	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	夜勤を行う介護・看護職員の数が1以上上回っている場合	46 単位	47 円	93 円	140 円	
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置した場合	12 単位	12 円	24 円	37 円	
栄養マネジメント強化加算	栄養ケア計画を作成し、中でも低栄養状態の高い利用者に対しては、栄養管理を強化する	11 単位	11 円	22 円	33 円	
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)／月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の症状その他の心身の状況等に係る基本的な情報、加えて疾病の情報を、厚生労働省に提出している場合	50 単位	51 円	101 円	152 円	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月2回以上行った場合	90 単位	91 円	183 円	274 円	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)／月	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生などの管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、当該情報その他の口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。	110 単位	112 円	223 円	335 円	
経口維持加算(Ⅰ)／月	摂食機能障害を持ち、誤嚥が認められる者に対して、他職種が共同して経口維持計画を作成し対応した場合	400 単位	406 円	811 円	1,217 円	
療養食加算／食	主治医の発行する食事箋に基づいて、提供される利用者の年齢・病状等に対応した療養食を提供した場合	6 単位	6 円	12 円	18 円	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)／月	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合（個別機能訓練加算を算定している場合は、100単位／月）	100 単位	101 円	203 円	304 円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)／日	機能訓練指導員を常勤専従1名以上。個別機能訓練計画作成。定期的に機能訓練を行う。三ヶ月に一回計画の見直し。	12 単位	12 円	24 円	37 円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)／月	(Ⅰ)を算定している入居者に、個別機能訓練の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施	20 単位	20 円	41 円	61 円	
個別機能訓練加算(Ⅲ)／月	入居者ごとに、理学療法士などが個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入居者の口腔の健康状態に関する情報及び栄養状態に関する情報を相互に共有している。共有情報を踏まえて、計画の見直しを行い、関係職種間で共有している。	21 単位	21 円	43 円	64 円	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)／月	入所者の褥瘡発生防止を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合	3 単位	3 円	6 円	9 円	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)／月	(Ⅰ)に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するとされた入所者等について、褥瘡の発生がないこと。	13 単位	13 円	26 円	40 円	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)／月	介護現場の生産性向上へ向けた委員会を設置し、ICT等を活用して業務効率の改善を図っている。	10 単位	10 円	20 円	30 円	
入院・外泊時算定加算／月6日	入居中に入院・外泊した場合	246 単位	249 円	499 円	748 円	
看取り介護加算	看取り介護加算1(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下	72 単位	73 円	146 円	219 円
	看取り介護加算1(Ⅱ)	死亡日以前4日以上30日以下	144 単位	146 円	292 円	438 円
	看取り介護加算1(Ⅲ)	死亡日の前日及び前々日	680 単位	690 円	1,379 円	2,069 円
	看取り介護加算1(Ⅳ)	死亡日	1,280 単位	1,298 円	2,596 円	3,894 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	入居中に入院・外泊した場合	246 単位	249 円	499 円	748 円	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数×加算率(14.0%)	14.0%	1割分	2割分	3割分	

※自己負担分は、地域区分(単位数に10,14円)を乗じていますが、あくまでも目安です。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス（自己負担分）

①居住（滞在）に要する費用

区分	第4段階	利用者負担限度額認定証に記載している金額（注）		
		第3段階	第2段階	第1段階
居住に関する費用	2,500円	1,310円	820円	820円

※1日単位の料金です。

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合、第1段階から第3段階の方は、6日間は利用者負担限度額をご負担願います。

7日目以降は、室料負担金として、2,006円（日額）（日額）のご負担となります。

②食事提供に要する費用

区分	第4段階	利用者負担限度額認定証に記載している金額（注）			
		第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
食事提供に関する費用	朝 400円	1,360円	650円	390円	300円
	昼 780円				
	夜 680円				
	おやつ 120円				
	1,980円				

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費となります。

（注）利用者負担限度額について

利用者負担額	対象者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯全員が住民税の非課税扱いの方
第2段階	
第3段階	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・上記2段階以外の方
	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる方 ・本人が市町村民税を課税されている方

※市に申請することにより、要件に該当するかを判断され、該当者には認定証が発行されます。

③その他の費用

家電持ち込み費	持ち込みの家電製品1器具につき	50円/日
理美容代	ご希望の方（出張理美容サービスを利用します）	実費
その他	個人が必要な医療費、日常生活品日、特別行事等にかかる費用	実費